

楡形荘介護予防短期入所生活介護事業所運営規程

1 はじめに

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光明会が設置運営する指定介護予防短期入所生活介護事業所の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指定介護予防居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(運営の方針)

第3条 本事業において提供する指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、公示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者又は家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6 介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防短期入所生活介護計画を作成する。介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、利用者及びその家族に対し説明し同意を得た上で、当該計画を利用者に交付するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。

(1) 名 称 楡形荘介護予防短期入所生活介護事業所

(2) 所在地 山梨県南アルプス市上宮地 1408 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は、次のとおりとする。なお、指定介護予防短期入所者生活介護従事者は、指定短期入所生活介護の業務を行うものとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名（兼務）

医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名（兼務）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、介護予防支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(4) 機能訓練指導員 1名（兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

(5) 看護職員 1名以上（兼務）

看護職員は、保健衛生並びに看護業務を行う。

(6) 介護職員 4名以上（兼務）

介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(7) 管理栄養士 1名（兼務）

管理栄養士は、食事の献立の作成、栄養計算、衛生管理及び利用者に対する栄養指導等を行う。

(8) 調理員 必要数

調理員は、利用者の給食業務を行う。

第6条 施設の円滑な運営を図るために、次の会議を設置する。

(1) 運営会議

(2) 職員会議

(3) 代表者会議

(4) サービス担当者会議

(5) 各種会議（介護、看護、給食）

(6) 各種委員会（感染症対策、褥瘡対策、事故防止対策、身体拘束、権利擁護、虐待防止等、生産性向上）

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

（利用定員）

第7条 利用定員は4名（指定短期入所生活介護を含む。）とする。

（指定介護予防短期入所生活介護の内容）

第8条 本事業所の生活介護を中心とした主要業務は次のとおりとする。

1 介護

- (1) 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業者（以下「事業者」という。）は、1週に2回以上適切な方法により、利用者を入浴させる。
体調不良などの理由から入浴できない利用者については、清拭するものとする。
- (3) 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- (4) 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- (5) 事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- (6) 事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- (7) 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
- (8) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の行動を制限する行為を行わない。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 食事の提供

- (1) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。
- (2) 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

3 機能訓練

- (1) 事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で、必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

4 健康管理

- (1) 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。
- (2) 事業所の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者

の健康手帳の所要ページに必要な事項を記載しなければならない、
ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

5 相談及び援助

- (1) 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の
的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に
応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

6 その他のサービスの提供

- (1) 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレ
クリエーション行事を行うものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(利用料及びその他の費用の額)

第 9 条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の、利用料の額は、厚
生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであ
るときは、その 1 割・2 割・3 割の額とする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生
活介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、指
定短期

入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービ
ス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の
額の支払を利用者から受けることができる。(別紙 1 のとおり)

(1) 食費

1 日あたり 1,550 円

ただし、入所日および退所日については、喫食数により算定する。

(朝食 450 円、昼食 600 円 [おやつ代含む]、夕食 500 円)

(2) 居住費

1 日あたり 1,020 円

- (1) 理美容代 1 回 丸刈り 1,500 円 カット 2,200 円

- (2) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供さ
れる便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で
あって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

- 4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの内容及び費用について説
明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第 10 条 通常の指定短期入所生活介護利用に係る送迎の実施区域は、次のとおりとする。

南アルプス市全域

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条 利用者は、管理者や医師、生活相談員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力する。

(緊急時等の対応)

第 12 条 事業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治の医師またはあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

協力医療機関 宮川病院（内科・外科・整形外科）電話 055-282-1107 協力歯科医院 近藤歯科医院 電話 055-284-3655

(非常災害対策)

第 13 条 事業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講ずる。

また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 消防法第 8 条に規定する防火管理者を配置し、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画を策定する。

3 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

4 非常災害に備え、少なくとも年間 2 回、避難、救出その他必要な訓練等を行う。また、訓練に当たっては、地域住民の協力を得ながら連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業

務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、施設地域の災害・感染症の発生を想定した業務継続計画について周知するとともに、当該業務継続計画を元に必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 事業所は、業務継続計画を元に、研修・訓練（シュミレーション）の実施。業務を継続していくための研修・訓練は、年2回以上（感染症も含む）実施していく。

（秘密保持）

第14条 職員及び職員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしてはならない。

（身体の拘束等）

第15条 事業者は、原則として利用者に対し身体の拘束を廃止する。但し、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、利用者の家族等の同意を得た後、その様態及び時間、その際の利用者の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録簿に記載する。身体拘束等の適正化のための指針の整備をする。

また、身体拘束委員会を設置し3ヶ月に1回開

催する。介護従事者その他の従業者に対し、研修を定期的（年2回以上）開催する。新規採用時に実施する。

（褥瘡対策等）

第16条 事業者は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を予防するための体制を整備する。

介護従事者その他の従業者に対し、研修を定期的（年2回以上）開催する。新規採用時に実施する。また、褥瘡委員会を設置し、定期的に開催する。

（感染症対策）

第17条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策委員会を 3 ヶ月に 1 回開催する。その結果について介護職員等に周知徹底を図る。
- (3) 関係通知の遵守、徹底を行う。
- (4) 感染症が発生した場合の業務継続計画の策定と研修及び訓練の実施を図る。
- (5) 介護職員等に対し、感染症及び食中毒の予防及び、まん延防止のための研修を定期的（年 2 回以上）行う。新規採用時に実施する。
- (6) 発生時の対応について訓練を定期的に（年 2 回以上）実施する。

（人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置）

第 18 条 事業者は、利用者の人権を擁護するために権利擁護等に関わる相談等に対応し、成年後見人制度等の制度が円滑に利用できるよう、制度に関する情報提供を行う。

- 2 事業者は虐待等発生の防止、早期発見に加え虐待等が発生した場合は、その再発を確実に防止するための指針を定め、体制を整備する。虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に対し、研修を実施する。
- 3 事業者は、要介護者等による高齢者虐待が発生しないように適切な措置を講ずるものとし、次に掲げる行為が行われた場合は、遅滞なく市町村に通報するものとする。
 - (1) 「身体的虐待」
利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行が加えられたと思われるとき。
 - (2) 「心理的虐待」
利用者に対する暴言等著しい心理的外傷を与える言動が行われたと思われるとき。
 - (3) 「性的虐待」
利用者にわいせつな行為を行った場合、又は行わせようとしたと思われるとき。
 - (4) 「介護、世話の放棄」
利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置等利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ったと思われるとき。
 - (5) 「経済的虐待」

利用者の財産を不当に処分することや、不当に財産上の利益を得たと思われるとき。

- 4 上記、第 2 項各号に掲げる虐待行為を当該事業従事者が市町村等に通報した場合であっても、事業者は通報したことを理由として、その事業従事者を解雇その他不利益となる取り扱いは一切行わないものとする。

- 5 虐待の発生又はその再発を防止するために次に掲げる措置を講じるものとする。

虐待防止のための対策を検討するために委員会を定期的に開催する。

その結果について介護職員等に周知徹底を図る。

施設における虐待防止のための指針を整備する。

介護職その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年 2 回以上）行う。 新規採用時に実施する。

（地域との連携）

第 19 条 事業所は、その運営に当たって地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）

第 20 条 事業者は、利用者に対する介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村に報告を行うとともに必要な措置を講ずる。

（記録の整備）

第 21 条 事業所は、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

（その他運営に関する重要事項）

第 22 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人光明会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日より施行する。

(別紙 1)

(単位：円)

項目	内 容	利用者等が支払う金額			単 位	備 考
		1 割	2 割	3 割		
法 定 代 理 受 領 サ ー ビ ス の 利 用 料	要支援 1	451	902	1,353	1 日	該当する要介護 度に応じて徴収
	要支援 2	561	1,122	1,683		
	サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18	36	54	1 日	
	送迎加算	184	368	552	1 回	該当者から徴収
	若年性認知症利用者受入加算	120	240	360	1 日	該当者から徴収
	介護職員等処遇改善加算 I	14%			1 日	該当者から徴収
	機能訓練指導体制	12 単位	24 単位	36 単位	1 日	
	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10 単位	20 単位	30 単位	1 か月	
	長期利用者に対する減算	-30	-60	-90	1 日	該当者から
	地域区分 7 級地					利用料 1 単位 (10 円) 10.17 円に変更
そ	食事費	1,550			1 日	喫食数で徴収

の 他 の 費 用	居住費	1,020	1 日	該当者から徴収
	特別な食事の提供	実費		該当者から徴収
	教養娯楽費	実費		該当者から徴収
	理美容代	丸刈り 1,500 円 カット 2,200 円		該当者から徴収 (業者対応)